

春日部市コミュニティ推進協議会主催行事における出店規約

(目的)

第1条 この規約は、春日部市コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）が主催する行事を、市民及び観光客（以下「市民等」という。）が安全で安心して楽しめるものとするため、各行事における出店に関して必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規約は、協議会が主催する行事において、協議会が管理する区域内に、飲食その他の物販等を目的として出店しようとするすべての者及び団体（以下「出店申請者」という。）に適用する。ただし、国及び地方公共団体については、この限りではない。

(出店の届出)

第3条 出店申請者は、協議会に対して「出店申請書兼誓約書」（様式第1号）、本人確認書類の写し（運転免許証、個人番号カード等官公庁が発行する氏名、住所及び生年月日が記載されている顔写真付のもので鮮明なもの）及び「出店者一覧」（様式第2号）を協議会が指定した期限までに提出し、出店許可を受けなければならない。

2 前項に定める出店申請者が複数の場合、「出店者一覧」に代表者を含む従事者を記入し、全員の本人確認書類の写しを提出しなければならない。

(出店基準等)

第4条 協議会は、前条に定める出店申請書兼誓約書を調査し、出店申請者が次の各号のいずれにも該当しない場合には、出店を許可するものとする。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と不適切な関係を有する者（以下「暴力団員等」をいう。）
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等がその事業活動を支配するもの。
- (3) 法人でその役員又は主要な使用人が暴力団員等であるもの。
- (4) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者。
- (5) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団に協力又は関与している者。

2 協議会は、出店申請者が前項各号のいずれにも該当しないことを確認した場合においては、出店申請書兼誓約書に「出店許可証」（様式第3号）を刻印し、これを出店申請者に交付する。

(名義貸しの禁止)

第5条 出店許可は、出店申請者のうち許可を受けた者本人（以下「出店者」という。）にするものであり、名義貸しについてはこれを禁止する。

2 出店申請書兼誓約書に記された出店者以外の者は、営業に従事することができない。

(許可の取消し)

第6条 協議会は、出店を許可した場合においても、出店者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、直ちに出店許可を取り消し、以後の出店を認めないことができる。

(1) 第4条第1項各号に該当することが判明した場合

(2) 第5条各項に違反した場合

(3) 市民等又は協議会に対して、暴力的若しくは脅迫的な言動を用いた場合又は不当な要求行為を行った場合

(4) 粗野な言動等により、市民等に不快な思いをさせる行為を行った場合又は行事の品位を損なう行為を行った場合

(5) 偽計若しくは威力を用いて協議会関係者の信用を棄損し、又は業務を妨害した場合

(6) 各種法令に基づく必要な手続きを行わない場合

(7) 第9条又は第10条の規定を遵守せず、又は協議会の指示に従わない場合

(通報報告)

第7条 出店者は、暴力団員等から不当要求又は業務妨害等の不当介入若しくは犯罪被害を受けた場合には、協議会及び警察への通報等必要な措置を講じるものとする。

(出店許可証等の掲示・携行)

第8条 出店者は営業に際して、協議会が発行した「出店許可証」を店舗の見えやすい場所に掲示するとともに、出店者が出店申請者と同一人であることを証する本人確認書類（運転免許証、住民基本台帳カード等の官公庁が発行する氏名、住所及び生年月日が記載されている顔写真付のもの）を携行しなければならない。

(出店者の遵守事項)

第9条 出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 法律で禁止されている物品、品位を損なう物品等を販売しないこと。

(2) 第三者の著作権、商標権、意匠権、肖像権、所有権その他の権利を侵害する物品を販売等しないこと。

(3) 火気を取り扱う場合は、消火器を常設すること。

(4) 出店場所付近の形状の変更を伴う工作をしないこと。

- (5) 交通法令を遵守し、物品の搬出入にあたっては交通の支障にならないよう努めること。
- (6) 出店に際し、道路使用許可申請が必要な場合は、当該申請に係る手数料を納めること。
- (7) 協議会の指示する出店料、参加料を納めること。
- (8) 行事終了後は、使用前の状態に復すること。
- (9) 協議会の指示があるときは、その指示に従うこと。

(撤去等の措置)

第10条 協議会は、本規約に違反する出店者に対して、出店店舗の撤去等必要な措置を命ずることができるものとし、これによって出店者に損害が生じたとしても、協議会は何らこれを賠償しないものとする。この場合の撤去等に要する費用は、全て出店者の負担とする。

附 則

この規約は、平成25年11月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年10月12日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年7月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年7月22日から施行する。